

発議案第 1 号

泉川洋二議員に対する問責決議

上記議案を提出します。

令和8年9月3日

鎌ケ谷市議会議員

提 出 者	土 屋 裕 彦
賛 成 者	勝 又 勝
	小 易 和 彦
	河 内 一 朗
	中 村 潤 一
	葛 山 繁 隆
	寺 本 真 理
	富 田 信 恵
	徳 野 涼
	水 町 元 大

賛 成 者	森 谷 宏
	津久井 清 氏
	佐 藤 剛
	宗 川 洋 一
	後 関 俊 一
	矢 崎 悟
	伊 福 幸 一
	松 原 美 子
	山 中 優 宏

提案理由

令和8年8月千葉豪雨に際し、泉川洋二議員は、大規模災害時に市議会議員の取るべき行動を定めた「鎌ケ谷市議会大規模災害対応行動マニュアル」に反し、議員個人として災害対策本部へ要望を行うとともに、市民に対し事実と異なる内容を記載したチラシを配布した。

このような事態を受け、当該議員に対し議長から口頭で厳重注意を行うなど、是正を求めたにもかかわらず、その数日後に再度、電話や口頭で複数回にわたり申入れなどを行った。

これらの行為により、市民に誤解や混乱を生じさせるとともに、災害対策本部等による災害対応に支障を来す状況を生じさせたことは、本市議会として看過できないものである。

よって、本市議会は、泉川洋二議員に対し、猛省を促すとともに、市議会議員としてしかるべき責任を強く問うため問責決議を提案するものである。

泉川洋二議員に対する問責決議

令和8年8月千葉豪雨に際し、泉川洋二議員は、大規模災害時に議員のとるべき行動を定めた「鎌ケ谷市議会大規模災害対応行動マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に反し、議員個人として災害対策本部へ要望を行うとともに、市民に対し事実と異なる内容を記載したチラシを配布した。

本市議会のマニュアルにおける基本方針においては、「災害対策本部が災害対応に全力で専念し、応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な協力、支援を行う」と定めているほか、災害時の市議会の対応については、行政と市議会との情報伝達等を一元化し、災害対策本部の活動を妨げることなく、迅速かつ円滑に災害対応を行うため「災害情報の確認や災害対策本部への要望、提言等は、議員個人や会派としては行わず、議会として行うもの」と明確に定めているが、当該議員の行為は、本市議会が定めたマニュアルに明白に反するものであった。

また、今回の豪雨により市民生活にも大きな影響が生じている中で、市民に対し事実と異なる内容を記載したチラシを配布したことについても、チラシを見た市民からの複数の問い合わせが災害対策本部に寄せられ、災害対応に加えて新たな対応を余儀なくされるなど、市民に誤解や混乱を生じさせるとともに、災害対策本部による災害対応に支障を来す状況を生じさせる事態を招いたことは極めて不適切な行為であった。

このような事態を受け、当該議員に対し議長から口頭で嚴重注意を行い、執行部からも口頭で嚴重な抗議がなされた後、市長からも市の災害対応に支障を来す状況が発生している旨の文書が市議会議長宛てに送付された。

しかしながら、その数日後に災害ボランティアセンターの開設等の業務に当たっていた鎌ケ谷市社会福祉協議会に対し、電話や口頭で複数回にわたり申入れなどを行い、その後、鎌ケ谷市社会福祉協議会会長からも災害対応に支障を来す状況が発生している旨の文書が市議会議長宛てに送付された。

なお、当該議員においては、令和5年9月にも議長を通じた調査依頼の手続きを経ることなく、外部の複数の機関へ直接連絡し、調査訪問を実施しようとしたことから、議長から嚴重注意を受けている。

よって、本市議会は、本件を厳粛に受け止め、ここに泉川洋二議員に対して、猛省を促すとともに、市議会議員としてしかるべき責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和8年9月3日

千葉県鎌ケ谷市議会

発議案第 2 号

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の
改正を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、
意見書を提出します。

令和8年9月30日

鎌ヶ谷市議会教育福祉常任委員会

委員長 後 関 俊 一

副委員長 伊 福 幸 一

委 員 山 中 優 宏

中 村 潤 一

佐 藤 剛

河 内 一 朗

泉 川 洋 二

針 貝 和 幸

提案理由

建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の早期の改正を要望するものです。

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を
求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和3年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。

さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」を成立させ、令和4年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結び付いていない現状があります。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、主に屋外で働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間も撤廃しなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要です。

よって本市議会は政府に対し、次の事項を要望します。

- 1 建設アスベスト給付金にアスベスト建材製造企業からも基金を拠出させること。
- 2 給付金の対象に主に屋外で働いた建設アスベスト被害者も含めること。
- 3 20年間の除斥期間を延長もしくは撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月30日

千葉県鎌ケ谷市議会

提出先

衆議院議長	森	英介	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
財務大臣	片山	さつき	様
厚生労働大臣	上野	賢一郎	様
国土交通大臣	井林	辰憲	様
経済産業大臣	赤澤	亮正	様
環境大臣	笹川	博義	様

発議案第 3 号

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

令和8年9月30日

鎌ヶ谷市議会教育福祉常任委員会

委員長 後 関 俊 一

副委員長 伊 福 幸 一

委 員 山 中 優 宏

中 村 潤 一

佐 藤 剛

河 内 一 朗

泉 川 洋 二

針 貝 和 幸

提案理由

子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の一層の整備を進める必要があることから、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の確保を要望するものです。

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の機会均等やその水準の維持向上を図る義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

現在、社会情勢の変化とともに子どもたちを取り巻く教育環境も変化しており、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。

このことから、この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに引き下げられたりした場合、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫することになり、教育格差をもたらすなど義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。子どもたちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が最低保障として財政的に下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

よって本市議会は、将来を担い、社会の基盤となる子どもたちの健全育成のためには、豊かな教育を実現させるとともに子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があることから、義務教育費国庫負担制度の堅持と、次の事項を中心に、来年度に向けての必要な教育予算の確保を要望します。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 子どもたちの一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況に鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
- 6 多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
- 7 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 8 GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月30日

千葉県鎌ケ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 高市 早苗 様
総務大臣 藤井 比早之 様
財務大臣 片山 さつき 様
文部科学大臣 関 芳弘 様

発議案第 4 号

国際情勢の変化を見据えた平和外交と非核三原則の堅持を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第1項の規定により、意見書を提出します。

令和8年9月30日

鎌ヶ谷市議会議員

提 出 者 土 屋 裕 彦

賛 成 者 森 谷 宏

 泉 川 洋 二

 河 内 一 朗

 宗 川 洋 一

 後 関 俊 一

 矢 崎 悟

 伊 福 幸 一

 伊 藤 仁

賛 成 者 小 易 和 彦

 津久井 清 氏

 中 村 潤 一

 葛 山 繁 隆

 寺 本 真 理

 富 田 信 恵

 徳 野 涼

提案理由

安全保障環境が厳しさを増す中、現実的かつ万全な防衛体制の構築を進めるとともに、非核三原則を堅持し、国際協調に基づく平和外交を通じて世界の恒久平和と安定に貢献するよう政府に強く要望するものです。

国際情勢の変化を見据えた平和外交と非核三原則の堅持を求める意見書

近年、わが国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による核・ミサイル開発など、かつてないほど厳しさを増しています。

このような状況の変化に対し、国連憲章の精神に基づく国際秩序を維持し、国民の生命と平和な暮らしを断固として守り抜くため、現実的かつ万全な防衛体制の構築を進めることは極めて重要です。

一方で、わが国は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の惨禍を二度と繰り返さないという強い決意のもと、歩を進めてきました。

鎌ヶ谷市においても、昭和59年に「非核平和都市」を宣言し、平和の大切さを市民とともに次世代へ語り継いできた歴史があります。

国の安全保障をめぐる議論が深化する今だからこそ、政府においては、厳しさを増す安全保障の現実を厳粛に受け止め、国際協調に基づく粘り強い外交努力を展開するとともに、わが国の基本方針である「非核三原則」を堅持し、世界の恒久平和と安定に貢献することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月30日

千葉県鎌ヶ谷市議会

提出先

衆議院議長	森	英介	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
外務大臣	茂木	敏充	様
防衛大臣	小泉	進次郎	様